

国立市

(仮称) 国立市人権・平和基本条例

素案の概要

名 称

国立市人権と多様性を尊重する平和なまちづくりを推進する基本条例

前 文

- 国立市は、「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として掲げ、平成12年6月に「国立市平和都市宣言」を行い、全ての施策の根幹に人権と平和の尊重を掲げ、全ての人を孤立や排除から援助し、社会の一員として包み支え合うまちづくりを推進してきた。
- 日本国憲法及び世界人権宣言で掲げる基本的人権の尊重と平和な社会の実現は、国際社会における共通の原理であり、人権の尊重こそ平和の基礎であり、平和な地域社会なくして人権は守られない。私たち一人一人が互いの多様性を理解し認め尊重し合うことこそ、真の国際平和の道であり、よって、私たちはいかなる人権侵害をも許さず、差別と暴力を撤廃しなければならない。
- しかし、今もなお、人種、民族、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがいがあること、疾病、職業、部落出身又はその他の経歴等を理由とした様々な人権侵害が存在し、日常の暮らしの脅威となっている。また、私たちは日常の様々な場面で、誰もが人権侵害の当事者として、無意識的或いは間接的も含め、人権侵害の加害者にも被害者にもなり得る状況がある。
- 私たちは、一人一人が、人権と多様性を尊重する平和なまちづくりの推進に関わる当事者として、市と市民とが一体となって、全ての人々の命と尊厳と日常生活を大切にし、全ての人があるままの自分で平和に暮らすことができるソーシャル・インクルージョンのまちづくりを目指して、未来に向かってたゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

目 的

- この条例は、あらゆる差別や偏見、暴力の存在しない「人間を大切にする」まちづくりの推進について、市長、市、市民の責務を明らかにするとともに、人権と多様性の尊重及び平和の推進に関する基本的事項を定め、もって一人一人異なるすべての人が互いに認め、つながり、支え合うソーシャル・インクルージョンのまちづくりの実現を図ることを目的とする。

市長の使命

○市長は、前条に定める目的の達成のため、市の施策の策定及び実施にあたっては、人権と多様性を尊重する平和なまちづくりの推進に努めなければならない。

市の責務

○市は、一人一人異なるすべての人が互いに認め支え合う社会を実現するため、市政のあらゆる分野において必要な施策を積極的に推進しなければならない。

○市は、人権と多様性を尊重する平和なまちづくりの推進にあたっては、市民、関係行政機関、関係団体等との連携を図らなければならない。

○市は、差別や偏見の原因となる慣習及び社会制度について必要な調査を行い、改善に努めなければならない。

市民の権利

○市民は、一人一人かけがえのない存在として、誰からも差別されず、自分らしく生きる権利を有する。

市民の責務

○市民は、人権と多様性の尊重及び平和の推進に関する市の施策に協力するとともに、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野における差別や偏見をなくすよう努めるものとする。

○市民は、一人一人が異なる存在であることを互いに理解し認め合い、直接的或いは間接的を問わず、いかなる人権侵害も行ってはならない。

○市民は、地域社会の一員として、当事者意識をもち、積極的且つ主体的に人権と多様性を尊重する平和なまちづくりに努めるものとする。

くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間

○くにたち平和の日は、6月21日とする。

○くにたち平和推進週間は、6月21日から6月27日とする。

基本方針

- 市長は、人権と多様性を尊重する平和なまちづくりの総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - （１）人権と多様性を尊重する平和なまちづくりの基本理念。
 - （２）人権と多様性と平和に関する意識向上のための教育及び啓発に関すること。
 - （３）相談支援体制の整備に関すること。
 - （４）人権と多様性と平和に関する分野ごとの施策に関すること。
 - （５）前各項に掲げるもののほか、人権と多様性と平和を推進するために必要な事項。
- 市長は、基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ次項に定める審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 市長は、基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

推進体制の充実

- 市は、市民及び関係団体等との連携を強化し、施策を総合的且つ計画的に推進するための推進体制の充実に努めるものとする。

審議会の設置

- 市は、人権と多様性を尊重する平和なまちづくりを推進するための基本方針その他の施策について調査審議するため、国立市人権と多様性と平和のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 審議会は、市長の諮問に応じて、人権と平和と多様性に関する重要事項を調査審議する。
- 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他必要な事項は、規則で定める。

委 任

- この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。